

公益社団法人東京都府中市歯科医師会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。ただし、本会は常勤役員を置かない。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、その他交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 非常勤役員の報酬は、別表に定める1人あたりの年度総額の範囲内で、理事については理事会において決定し、監事については監事の協議により決定する。

ただし、監事が1名の場合は総会において決定する。

3 本会が、日額をもって支給する非常勤役員報酬は、用務先が他府県を含む都内の場合には5000円を、府中市外の多摩地区の場合には4,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員の報酬は、毎月月末に支給する。ただし月末が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、月末より前の最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は旅費については別に定める旅費規程に基づいて支給し、その他の費用は実費とし役員は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 非常勤役員の報酬

役 職	年度総額（1人当り）
会 長[代 表 理 事]	550,000円
副 会 長[業務執行理事]	350,000円
専務理事[業務執行理事]	500,000円
理 事	300,000円
監 事	200,000円

※上記金額は税込の金額となります。